

りそな銀行と武蔵村山市との遺贈に関する協定について

このことについて、別紙のとおり締結しましたので、お知らせします。



## 協 定 書

武蔵村山市（以下「甲」という。）と株式会社りそな銀行（以下「乙」という。）は、遺贈または相続財産からの寄附により社会貢献を実現したいとの篤志を受け入れるために、乙の信託業務機能を通じて甲乙互いに協力することに合意した。

甲と乙は、運営に関わる具体的な事項について次のとおり合意したので、本協定書を取り交わす。

### 第1条 （甲による乙への取次ぎと乙の業務遂行）

- 1 甲は、遺言信託ならびに遺産整理業務（以下「遺言信託等」という）の利用により甲への寄附を希望するもの（以下「丙」という。）があれば、丙の同意を得た上で、これを乙に取次ぐものとする。
- 2 乙は、丙に対して誠意をもって遺言信託等の説明を行い、その相談を受けるものとする。  
ただし、遺言信託等の受託等の可否については、乙において判断するものとする。
- 3 なお、甲を介することなく、丙から直接乙に、遺言信託等を利用したい旨の申し出があった場合にも、乙は同様の対応を行うものとする。
- 4 丙の希望する遺贈内容に関し、対象財産が金銭以外の財産である場合や甲に対して何らかの条件・負担が付されている場合には、乙は受け入れの可否を甲に確認したうえで丙に対して甲のために説明を行うものとする。

### 第2条 （守秘義務）

- 1 守秘義務遵守の要請上、丙の相続開始前には、乙は、丙の氏名・甲への遺贈内容を含む遺言内容・その他丙の遺言に関する事項は一切甲に告知せず、甲もこれを乙に求めない。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が保管する本協定に係る遺言書の件数と甲への遺贈見込金額の累計額については、乙に報告を求めることができるものとし、この場合、乙は書面にて甲に報告するものとする。
- 3 丙の相続開始後、乙が遺言執行者に就職した場合には、乙は速やかに甲に遺贈内容を通知して遺贈手続きをすすめるものとし、甲は必要な協力を行う。

### 第3条 （広報活動及び公表の同意）

甲及び乙は、本協定に基づいて対外的に広報活動を行う場合や、相手方に関するパンフレット等の対外文書を作成し発表する場合には、事前に相手方の了承を得るものとする。  
その際に必要となる費用は、原則として作成し発表する者が負担するものとする。

### 第4条 （報酬等）

甲ならびに乙は、前3条に定める事項に関し相互に何らの報酬等も求めないものとする。

### 第5条 （協議事項）

甲及び乙は、信義に基づいて誠実にこの合意を履行し、本協定に定めのない事項または解釈に疑義が生じたときは甲・乙は誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

### 第6条 （協定の期間）

本協定の有効期間は、2020年6月30日から2021年6月29日までの1年間とする。

ただし、本協定の期間満了の1か月前までに、甲・乙いずれからも文書による解消の申し出がない場合は、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙の2者が記名押印のうえ、各々1通を保有する。

2020年6月30日

甲 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1  
武蔵村山市 市長 藤野 勝



乙 東京都江東区木場一丁目5番地の65  
株式会社りそな銀行  
多摩地域担当執行役員 小笠原 律志

